

宮崎県建設工事等紙入札心得

第 1 目的

この心得は、宮崎県が宮崎県病院局建設工事等電子入札実施要領（平成19年 7 月 1 日病院局経営管理課定め。以下「実施要領」という。）に基づき、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札に実施要領第12条の規定により契約担当者から紙入札の承認を受けた上で参加する者（実施要領第25条第 2 項及び宮崎県建設工事等電子入札運用基準（平成17年12月 1 日県土整備部技術企画課定め。以下「電子入札基準」という。）第 9 の規定による入札参加者を含む。以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

第 2 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号。企業局の発注工事にあつては企業局会計規程（平成14年企業局企業管理規程第 6 号）、病院局の発注工事にあつては病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号））、実施要領、電子入札基準及び宮崎県建設工事等紙入札運用基準（令和 7 年 4 月 1 日県土整備部技術企画課定め。）並びにこの心得を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、宮崎県の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者（電子入札システムによる入札参加者を含む。第 3 第 2 項及び第 3 項において同じ。）の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として入札に臨まなければならない。
- 3 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

第 3 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第 4 入札の方法等

紙入札により入札に参加できる者は、実施要領第12条各号又は電子入札基準第 5 の第 3 項各号（第 4 号を除く。）のいずれかに該当するとして、発注機関に紙入札方式参加承諾願又は紙入札方式移行承諾願を提出し、契約担当者から承認を受けた者とする（実施要領第25条第 2 項及び電子入札基準第 9 の規定による入札参加者を含む。）。

第5 入札書の提出

- 1 紙入札に係る手続は、書面により持参して行うものとする。
- 2 入札参加者は、入札書の提出期限までに、入札金額、くじ番号その他所定の情報を記載した入札書を書面により作成し、押印したものを1件ごとに封書にし、契約担当者に持参して提出すること。
- 3 入札書の提出を代理人が行う場合は、委任状を書面により作成し、押印の上、封書とは別に、契約担当者に持参して提出すること。
- 4 前3項の手続は、一般競争入札による場合はこの限りでない。

第6 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要するものについては、書面により作成し、入札書に同封して提出するものとする。

第7 入札保証金

入札保証金の率は、入札金額（消費税額を含む。）の5/100以上とする。ただし、宮崎県財務規則第100条第2項（企業局発注工事にあつては企業局会計規程第88条第2項、病院局発注工事にあつては病院局財務規程第81条第2項）の規定に該当する場合は免除する。

第8 入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札を希望しない場合は、入札書を提出する前はいつでも辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札書の提出期間中に書面により辞退届を作成し、持参して契約担当者に提出するものとする。ただし、一般競争入札による場合は、この限りでない。
- 3 入札書受付締切予定時間を過ぎても入札書を提出していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

第9 入札書の書換等の禁止

入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の記載ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

第10 入札方式の変更及び入札の取りやめ等

- 1 宮崎県が、やむを得ない事由により電子入札システムによる入札の続行が困難と認めた場合は、紙入札に変更することがある。
- 2 入札参加者が、第2及び第3の規定に抵触したとき等、宮崎県が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。

- 3 前項の規定により宮崎県が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 4 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り消すことがある。

第11 開札

開札は、指定した日時に行い、落札決定までの経過を、電話による連絡により入札参加者に明らかにするものとする。ただし、入札参加者が開札に立ち会っている場合は、口頭で連絡することとする。

第12 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二以上の入札
- (3) 二人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 談合その他不正の行為があった入札
- (7) 建設工事においては、入札の際に工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書に不備がある入札
- (8) 工事費内訳書の作成において不正があった入札
- (9) 発注機関の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- (10) 電子入札と紙入札の双方を行った場合

第13 失格

低入札価格調査制度を設定している場合において失格基準価格未満で入札した者は失格とする。

第14 落札者の決定方法等

- 1 落札者の決定方法は、次による。

- (1) 一般競争入札及び条件付一般競争入札にあつては、入札公告に定めるところによる。
- (2) 指名競争入札にあつては、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者（最低制限価格制度を設定している場合において最低制限価格未満で入札した者を除く。）を落札者とすることを原則とする。

なお、落札者となるべき最低の価格で入札をした者が2人以上あるときは、その入札参加者が入札書に記載したくじ番号に基づき電子入札システムによるくじにより落札者を決定する。

- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価

格)を入札書に記載すること。

第15 再度の入札

- 1 予定価格を入札前に公表しない場合における再度の入札の回数は1回限りとし、入札回数は初回を含めて2回までとする。

なお、予定価格を入札前に公表する場合においては、再度の入札は実施しない。

- 2 初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が第13の規定により失格又は無効となった者並びに低入札価格調査を受けることを辞退した者は、再度の入札に参加できないものとする。

宮崎県建設工事等紙見積合わせ心得

第 1 目的

この心得は、宮崎県が宮崎県病院局建設工事等電子入札実施要領（平成19年 7 月 1 日病院局経営管理課定め。以下「実施要領」という。）に基づき、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う見積合わせに実施要領第23条第 5 項において準用する実施要領第12条の規定により契約担当者から紙見積合わせの承認を受けた上で参加する者（実施要領第25条第 3 項において準用する実施要領第25条第 2 項及び宮崎県建設工事等電子入札運用基準（平成17年12月 1 日県土整備部技術企画課定め。以下「電子入札基準」という。）第10第 2 項において準用する電子入札基準第 9 の規定による見積参加者を含む。以下「見積参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

第 2 法令等の遵守

- 1 見積参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号。企業局の発注工事にあつては企業局会計規程（平成14年企業局企業管理規程第 6 号）、病院局の発注工事にあつては病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号））、実施要領、電子入札基準及び宮崎県建設工事等紙入札運用基準（令和 7 年 4 月 1 日県土整備部技術企画課定め。）並びにこの心得を遵守しなければならない。
- 2 見積参加者は、見積りに際しては、宮崎県の指示に従い、円滑な見積合わせに協力し、正常な見積合わせの執行を妨げたり、他の見積参加者（電子入札システムによる見積参加者を含む。第 3 第 2 項及び第 3 項において同じ。）の見積を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい見積参加者として見積合わせに臨まなければならない。
- 3 見積参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、見積書を提出しなければならない。

第 3 公正な入札の確保

- 1 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積参加者は、見積りにあたっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積参加者は、落札者の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

第 4 見積の方法等

紙見積合わせにより見積合わせに参加できる者は、実施要領第23条第 5 項において準用する実施要領第12条第 1 項各号又は電子入札基準第 5 の第 3 項各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当するとして、発注機関に紙見積合わせ方式参加承諾願を提出し、契約担当者から承認を受けた者とする（実施要領第25条第 3 項において準用する実施要領第25条第 2 項及び電子入札基準第10

条第2項において準用する電子入札基準第9の規定による入札参加者を含む。）。

第5 見積書の提出

- 1 紙見積合わせに係る手続は、書面により持参して行うものとする。
- 2 見積参加者は、見積書の提出期限までに、見積金額、くじ番号その他所定の情報を記載した見積書を書面により作成し、押印したものを1件ごとに封書にし、契約担当者に持参して提出すること。
- 3 見積書の提出を代理人が行う場合は、委任状を書面により作成し、押印の上、封書とは別に、契約担当者に持参して提出すること。

第6 見積書の提出辞退

- 1 見積参加者は、見積書の提出を希望しない場合は、見積書を提出する前はいつでも辞退することができる。
- 2 見積参加者は、見積書の提出を辞退する場合は、見積書提出期間中に書面により辞退届を作成し、契約担当者に持参して提出するものとする。
- 3 見積書受付締切予定時間を過ぎても入札書を提出していない場合は、当該見積参加者が見積書の提出を辞退したものとみなす。
- 4 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第7 見積書の書換等の禁止

見積参加者は、提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。見積金額の記載ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として見積価格の無効の訴えを提起できないものとする。

第8 見積合わせ方式の変更及び見積合わせの取りやめ等

- 1 見積参加者が、第2及び第3の規定に抵触したときなど、宮崎県が必要と認めるときは、見積合わせの執行を延期し、当該見積合わせに関する調査を行うことがある。調査の結果、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、見積合わせの執行を取りやめることがある。
- 2 前項の規定により宮崎県が調査を行うときは、見積参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 見積合わせ執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

第9 見積合わせの効力

次の各号のいずれかに該当する見積合わせは、無効とする。

- (1) 同一人が同一事項についてした二以上の見積合わせ
- (2) 二人以上の者から委任を受けた者が行った見積合わせ
- (3) 見積書の表記金額を訂正した見積合わせ
- (4) 見積書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な見積合わせ

- (5) 談合その他不正の行為があった見積合わせ
- (6) 発注機関の承諾を得ず又は指示によらずに紙見積合わせをした場合
- (7) 電子見積合わせと紙見積合わせの双方を行った場合
- (8) 見積書の表記金額が予定価格に対し過度に低廉な価格であり、品質確保等の観点から問題があると発注機関が判断した場合

第10 随意契約の相手方の決定方法等

- 1 随意契約の相手方の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で見積書の提出をした者を随意契約の相手方とすることを原則とする。
- 2 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって見積価格とするので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を見積書に記載すること。
- 3 随意契約の相手方となるべき最低の価格での見積合わせをした者が2人以上あるときは、その見積参加者が見積書に記載したくじ番号に基づき電子入札システムによるくじにより落札者を決定する。

第11 見積合わせ回数

- 1 見積合わせの回数は、限度なしとする。
- 2 初回の見積合わせに参加しなかった者又は見積合わせが無効となった者は、再度の見積合わせに参加できないものとする。